# 審査TFにおける取組の報告

令和6年12月18日

# 取組の概要

# 2025年度中のBIM図面審査の開始に向けた成果（案）

## ■ ガイドライン・マニュアル、各種ツールの位置づけ

国交省

〇建築計画の申請・審査【建築基準法第6条関係】

- 〇確認申請書の様式【規則第1条の3関係】
  - ●必要に応じ規則を改正
    BIM図面審査で必要となる図書等の位置づけ等
- 〇確認審査等に関する指針【H19告示835号】
  - ●必要に応じ告示を改正
    BIM図面審査で、一定の要件を満たす場合は、一部「整合性確認」が省略できること等の追記

●課長通知（技術的助言）
- ➢ 改正主旨、ポイント
- ➢ ガイドライン等の位置づけ、説明

（技術的助言でこの関係性を記述）

### 建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン[イ-1]
- ➢ BIM図面審査の概要、入出力基準及び設計者チェックリスト、審査環境、申請・審査の手順、留意事項を示したもの

（申請・審査の考え方をガイドラインから引用）

（実施・支援ツールの位置づけをガイドラインに記述）

### 申請審査者用マニュアル[イ-2]
・申請・審査の手順等を示したもの

### 確認申請用CDEマニュアル[イ-3]
・確認申請用CDEの使い方等を示したもの

（手順の中で各ツールの概要と入手先を紹介）

**実施ツール**

### 入出力基準[イ-4①]
・BIM図面審査で用いる、BIMデータの作成等に関する基準

### 設計者チェックリスト[イ-4②]
・BIM図面審査で用いる、入出力基準に従いBIMデータの作成等を行ったことについて、設計者が申告を行う書類

**支援ツール**（部会・関係団体等が公開）

- 参考テンプレート・サンプルモデル等[イ-4③]
- BIM図面審査における申請図書表現標準[イ-5]

# 2025年度中のBIM図面審査の開始に向けた成果（案）と工程表

| 成果(案) | | 2024年度 | 2025年度 |
|---|---|---|---|
| 建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン | ガイドライン素案（骨子）の検討 | | |
| | 素案公開、意見照会 | | |
| | 意見に対する回答書作成 | | |
| | ガイドライン案の作成 | | |
| | 公開に向けたとりまとめ（国交省・建築BIM推進会議と連携） | | |
| | 「BIM図面審査」開始に向けた充実、改訂 | | |
| イ-2.BIM図面審査　申請審査者用マニュアル | マニュアルの構成・項目等の検討 | | |
| | 整合性確認省略項目の精査 | | |
| | IFC検証（IFCデータを市販ﾋﾞｭｰｱ等で確認・検証） | | |
| | IFC検証（確認申請用CDEのﾋﾞｭｰｱで確認・検証） | | |
| | 審査の試行、ロールプレイ | | |
| | マニュアル素案の検討（設計者の手順・方法審査者の手順・方法等） | | |
| | CDEの開発内容・その他を踏まえた充実・見直し、公開に向けたとりまとめ | | |
| イ-3.確認申請用CDE利用マニュアル(申請審査者用) | マニュアルの作成 | | |

イ-1.　「BIM図面審査」に係るガイドラインの公開
（「BIM図面審査｝開始前に段階的に充実、改定）

イ-4.「BIM図面審査」申請審査者ﾏﾆｭｱﾙ

イ-5.確認申請用CDE利用ﾏﾆｭｱﾙ（申請審査者用）の公開・運用（＋説明会支援）

戦略WG・環境整備部会

年度の成果のとりまとめ・報告書作成

BIM図面審査開始▶

# 2025年度中のBIM図面審査の開始に向けた成果（案）と工程表

| 成果(案) | | 2024年度 | 2025年度 |
|---|---|---|---|
| イ-4. 確認申請図書作成ツール（入出力基準、設計者チェックリスト、参考テンプレート）+小規模ビルサンプルモデル | R5年度 成果確認 | | イ-4. 確認申請図書作成ツールの公開 |
| | 検証、精査 | | |
| | 意見照会に向けた文章チェック | | |
| | 素案公開、意見照会 | | |
| | 意見に対する回答書作成 | | |
| | 見直し | 小規模ビルサンプルモデルのVer.2公開 | |
| イ-5. BIM図面審査における申請図書表現標準 | 構成等の検討 | | イ-5. BIM図面審査における申請図書表現標準の公開 |
| | 表現・凡例・特記仕様等の検討、各種BIMソフトの出力結果の検証、調整 | | |
| | 公開に向けたとりまとめ | | |
| イ-6. 規模大サンプルモデル | Revit 意匠・構造・設備モデル BIM申請図面作成 | | （時期等を調整の上で公開） |
| | その他 意匠モデルBIM申請図面作成 | | |
| | パラメータ整理 | | |

年度の成果のとりまとめ・報告書作成

戦略WG・環境整備部会

BIM図面審査開始▶

# 2025年度中のBIM図面審査の開始に向けた成果（案）と工程表

| 成果(案) | | |
|---|---|---|
| ロ-1. 確認申請用CDE | 開発準備(開発環境設定･仕様分析) | |
| | CDEシステム製造（情報共有機能） | 2024年度　開発範囲設定 |
| | | 外部機能設計 |
| | | 内部設計（基本設計） |
| | | 内部設計（詳細設計） |
| | | 製造・単体テスト |
| | 電子申請受付ｼｽﾃﾑとの連携のための仕様策定 | |
| | CDEシステム製造（2025年度） | |
| | （CDE運営団体のUAT支援） | |
| ロ-2. 確認申請用CDE利用マニュアル(運営者用) | マニュアルの作成 | |
| | （運営者用ﾏﾆｭｱﾙを用いた内部研修支援） | |

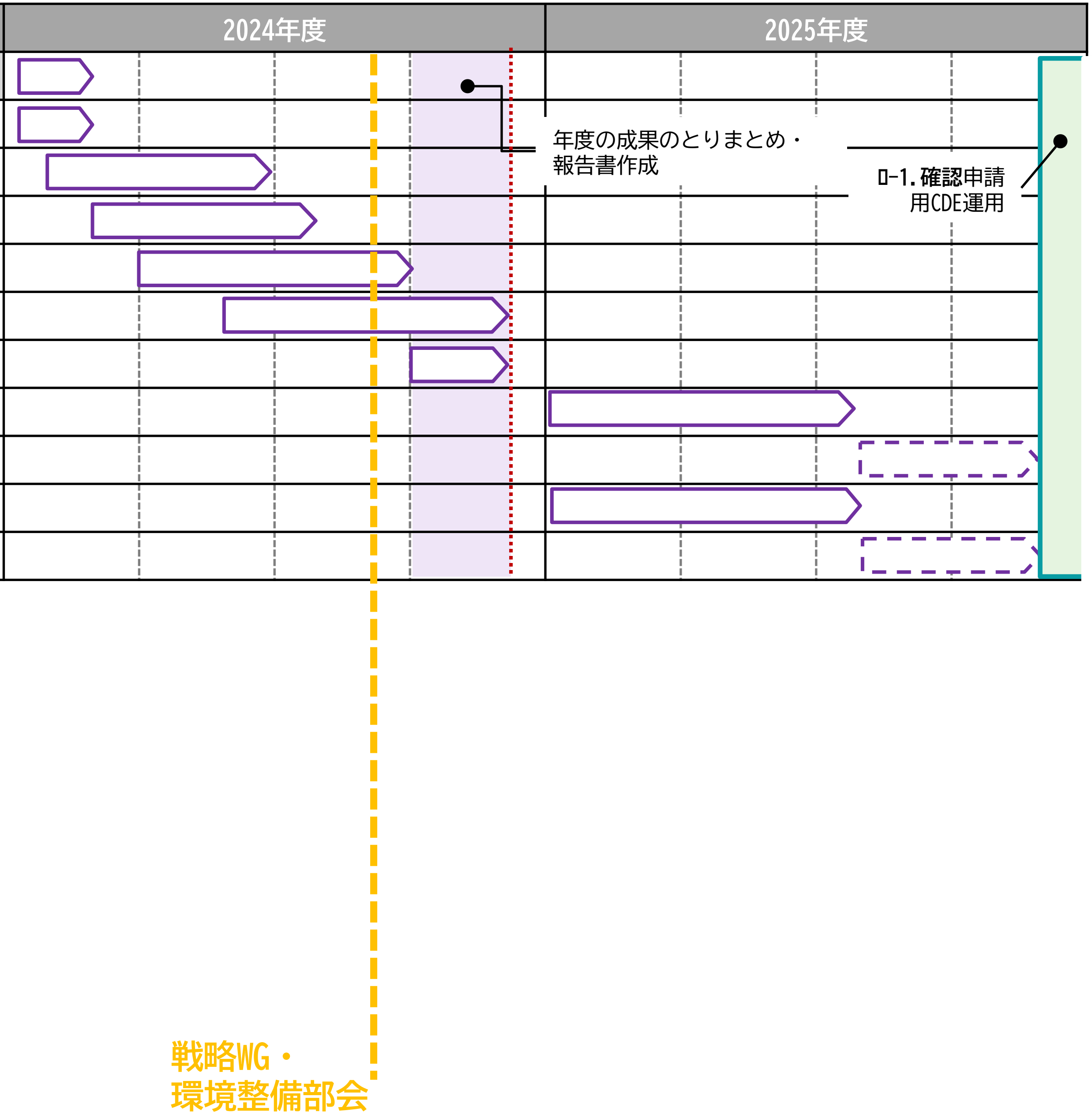

# 【参考】将来のBIMデータ審査の開始に向けた成果（案）と工程表

| 成果(案) | | | 2024年度 | 2025年度 |
|---|---|---|---|---|
| ハ-1.「BIMデータ審査」の定義（案）<br><br>ハ-2.「BIMデータ審査」で実現に向け必要な成果・検討事項案のリスト | 審査の定義（継続） | | | ハ-1.「BIMデータ審査」の定義（案）<br>ハ-2.「BIMデータ審査」実現に向け必要な成果・検討項目案 |
| | 必要な情報・取扱条件（素案）の検討等※ | | | |
| | IFCデータの要件・ルール（素案）等の検討※ | | | |
| | 必要な成果等の洗い出し※ | | | |
| ハ-3.「BIMデータ審査」に対応した確認申請用CDE | IFC及びCDE仕様の検討※ | | | |
| | 同上（継続） | | | |
| | CDEビューイング機能の製造およびプロトタイプCDE試作※ | 審査項目の関係性・審査方法の明確化 | | |
| | | プロトタイプの試作 | | |
| | | 機能の実装・拡張に向けた検討（継続） | | |
| | 「確認申請用CDE（プロトタイプ）」等の説明資料作成 | | | |
| | 審査補助機能の実装 | 既存の法チェックツールの整理（継続） | | |
| | | 審査補助機能の実装に向けた検討 | | |
| ハ-4.「BIMデータ審査」に必要なツール等（具体的な内容は、ハ-2等を踏まえて設定）（2025年度以降） | | | | |

※いくつかのテーマを選定して実施

年度の成果のとりまとめ・報告書作成

環境整備部会

BIM図面審査開始▶

# 意見照会について

# 意見照会の概要

- BIM図面審査に係る周知、及び入出力基準・設計者チェックリストをより実効性のあるものとすること等を目的とし、右の2つを建築BIM推進会議HPに公開し、関係団体等を通じた意見照会を実施しました。
- 意見照会の参考となるよう、参考テンプレート等を設計三会・BIMライブラリ技術研究組合のHPに公開しました。
- 意見照会時に、「主なご意見と回答については、所属団体名とともに建築BIM推進会議HPに公表する予定」と関係団体にお知らせしており、現在、この取りまとめを実施中です。
- なお重複する意見も多かったこと等から、個別意見についての所属団体名は、公表資料に記載しないこととします。（意見数等については次頁参照）

**■意見照会の対象資料：建築BIM推進会議HPに公開**

- ●建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（素案）
- ●入出力基準・設計者チェックリスト（素案）

※構造については、RC造・S造版を公開

**■スケジュール**

- ●2024.8.2：HP公開（その後、関係団体に対する意見照会の依頼）
- ●2024.9.13：意見提出締切
- ●2024.12月中：意見に対する回答の公表

**■参考資料：設計三会・BIMライブラリ技術研究組合HPに公開**

- ●参考テンプレートの設定ファイル
- ●小規模ビルサンプルモデルのオリジナルデータ・IFCデータ・PDF形式の図書

# 意見照会の概要

■　関係団体等別　意見を提出した社・団体数、意見数

| 関係団体・部会名 | 意見を提出した社・団体数 | 意見数 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | ①建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（素案） | ②入出力基準・設計者チェックリスト（素案） | ③その他 |
| （公社）日本建築士会連合会 | 23 | 82 | 93 | 16 |
| （一社）日本建築士事務所協会連合会 | 34 | 59 | 34 | 18 |
| （公社）日本建築家協会 | 17 | 110 | 98 | 13 |
| （一社）日本建築構造技術者協会 | 9 | 92 | 78 | 8 |
| （一社）日本設備設計事務所協会連合会 | 3 | 6 | 10 | 0 |
| （一社）建築設備技術者協会 | 12 | 59 | 62 | 9 |
| 日本建築行政会議 | 213 | 458 | 145 | 47 |
| （一財）日本建築センター | 1 | 18 | 18 | 0 |
| （一社）日本建設業連合会 | 8 | 51 | 43 | 5 |
| （一社）全国建設業協会 | 54 | 67 | 22 | 13 |
| （一社）日本電設工業協会 | 3 | 3 | 2 | 0 |
| （一社）日本空調衛生工事業協会 | 3 | 12 | 3 | 1 |
| （一社）住宅生産団体連合会 | 10 | 43 | 34 | 14 |
| （公社）日本ファリティマネジメント協会 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| BIMライブラリ技術研究組合 | 8 | 25 | 24 | 2 |
| （一社）日本建築学会 | 8 | 74 | 113 | 9 |
| （一社）建築・住宅国際機構 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 建築確認におけるBIM活用推進協議会 | 11 | 111 | 56 | 5 |
| 不明 | 13 | 44 | 40 | 3 |
| 合計 | 432 | 1,315 | 875 | 164 |

※意見を提出した社・団体数及び意見数には重複を含む。また意見数には「特になし。」等を含む（空欄は含まない）。

# 建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（素案）についての代表的な意見と対応方針

参考資料として添付した建築確認におけるBIM図面審査ガイドラインは、意見照会反映版として12/18時点で検討中の案を公表するものです。

# ①建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（素案）についての代表的な意見と対応方針

赤字：検討中項目

| 指摘事項・検討課題 | 対応方針 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| ■1　はじめに（全体・用語の定義・適用範囲） | | |
| ○将来像の提示 | | |
| 将来のデータ審査への展望を示す。（なぜ今図面審査なのか、なぜこのような制度なのか、という意見が多い） | 対応する。記載内容は国交省と協議を行う。 | |
| 今後のガイドライン改定に関する方針や、ガイドラインに関する不明点に関する対応（問い合わせ先等） | 対応の要否について国交省と協議を行う。 | |
| ○目次・記載項目の整理 | | |
| 記載が重複する部分について整理 | 5重複する記載については、概要のみ記載し、○－○参照と記載し１か所にまとめる。特に、整合性確認については1-2用語の定義、2-1BIM図面審査の定義、6-1留意事項の３か所に出てくるため、用語の定義は1-2，その他は2-1にまとめる。 | |
| ○用語の定義 | | |
| 「図書」「図面」「確認申請書」（←別記様式第１面～６面を指す用語の明確化が必要） | 「確認申請書」では添付図書を含むため、鑑を表す場合は「規則第１条の３第１項に定める別記第２号様式（以降、「確認申請書１～６面」と記載）」と記載する。 | |
| BIMから書き出されたPDF図面とBIM由来でないPDF（図面および書類）の書き分け、定義 | 「BIM由来のPDF図書」「BIM由来でないPDF図書」として書き分ける。 | |
| 「申請者」の定義（「設計者」としたほうが良い箇所も多い） | 確認申請における申請者であり、「申請者」の用語の定義は行わない。ガイドライン上、「設計者」とすべき部分は「設計者」に修正する。<br>なお、BIM図面審査においては、設計者チェックリストの申告は設計者が行うものとされているが、それ以外の部分については、申請者（＝建築主）の代理として設計者が手続きを行うこととなるため、ガイドライン上は「申請者」と記載する。 | マニュアルは、わかりやすさを考慮し、実質的に設計者が行う対応を設計者として書き分けることを検討する。 |
| 「仮受付」の定義 | 「仮受付：確認申請の事前協議として、確認申請に先立ち図書一式を提出し、審査者が確認することをいう。」 | |
| 「確認申請用CDE」の定義 | 「確認申請用CDE」＝BIM図面審査に用いるCDEと言う一般名称であり、部会５にて開発し、ICBAにて管理を行う確認申請用CDEは固有名として「ICBA確認申請用CDE」として定義する。（仮称であり、今後変更の可能性あり。）同様に、確認申請の受付システムについても、ICBAにて運営を行う確認申請用CDEを指す場合は「ICBA確認申請受付システム」として明示する。 | |
| 「審査者」と「適合性判定機関」における行政機関の記載について | 審査者、適合性判定機関ともに行政の表記を追加する。 | 審査者：確認申請の審査を行う者をいう。（建築主事若しくは建築副主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員又は建築基準法第77条の24に規定する確認検査員若しくは副確認検査員）をいう。<br>適合性判定機関：構造計算適合性判定を行う者（都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関）および省エネ基準適合性判定を行う者（所管行政庁又は登録建築物省エネルギー消費性能適合性判定機関）をいう。 |

# ①建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（素案）についての代表的な意見と対応方針

赤字：検討中項目

| 指摘事項・検討課題 | 対応方針 | 備考 |
|---|---|---|
| ○２D加筆について→6.留意事項にも指摘多 | | |
| 用語の定義の整理、追加（現状、２Dという用語のみ定義されている） | 「２D」の用語の定義は削除し、「２D加筆」として用語を定義する。 | ２D加筆：CADやBIMソフトウェアの２Dツールなどを用いて二次元で表現することをいう。 |
| ○対象および手順　→5.申請及び審査の手順にも指摘あり | | |
| 意匠、構造、設備単独でも提出が可能なことを明示する必要あり。 | 6留意事項に追加する。 | |
| 計画変更、軽微変更への適用可否、その手順について | 6.留意事項に　計画変更、軽微変更にも適用が可能なことを追加する。 | ■前願がBIM図面審査の場合、計画変更および軽微変更についても同様にBIM図面審査として申請が可能。<br>・申請の際、従前行われている通り変更点を明示した図書の提出が必要。（ＩＦＣによる差分チェックが可能であることを理由とした省略は不可）<br>・前願のBIMデータを修正して作成し、変更前後の図書がともにＢＩＭデータから出力された場合は、整合性確認の省略を求めることができる。<br>■前願がBIM図面審査でない場合、以下の条件に基づきBIM図面審査としての申請が可能。<br>・申請の際、上記と同様に変更点を明示した図書の提出が必要。<br>・変更後の図書をBIMデータから出力した場合、変更後の図書間における整合性確認の省略について申告が可能。 |
| 使用可能なBIMソフトウェアについて。 | 6留意事項に追加する。ガイドラインにはソフトウェア名を明示せず、要件として定義する。 | BIM図面審査において、BIM由来のPDF図書を作成することができるBIMソフトウェアは、「入出力基準を満たした入出力が可能であり、当該BIMデータからPDF形式の図書およびIFCデータの出力が可能なソフトウェア」とする。BIM由来でないPDF形式の図書の作成にかかるソフトウェアについてはその限りでない。 |
| 中間検査にかかる記載の追加（IFCデータを活用した検査は想定しないことをここに明示するべきか） | 5 申請および審査の手順　step6　に追加する。IFCデータは審査済図書に含まれないため、IFCデータとの照合による検査は認めないことを明示する。 | |
| 整合性確認の省略を申告しない場合の対応、ＩＦＣデータに不備があった場合の対応など。（通常の電子申請への移行） | 6留意事項に、整合性確認の省略を申告しない場合やIFCデータに不備があった場合、通常の電子申請として取り扱うことを明示する。 | |
| ○消防など関連機関の対応 | | |
| 消防（総務省消防庁）との調整状況、対応の見込みはどの程度あるか | 総務省消防庁とは国交省にて調整中。 | |
| 消防や適判などがBIM図面審査対応できない場合のフローなど | 通常の電子申請として取り扱う。 | |

# ①建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（素案）についての代表的な意見と対応方針

赤字：検討中項目

| 指摘事項・検討課題 | 対応方針 | 備考 |
|---|---|---|
| ■２　BIM図面審査の概要（定義、提出物、環境、範囲、整合性確認の省略） | | |
| 〇提出データの要件 | | |
| PDFに設ける要件として、ラスターデータでなく、ベクターデータへの制限（差分チェックの可否に関わる） | ６　留意事項　に追加する。<br>PDFデータはベクターデータを原則とする。（ラスターデータの提出が不可ではない。） | |
| 分野別、低層・高層での分割などの可否について | IFCデータは１ファイルでなくてよいが、ビューア上で重ねることができることを条件とする。 | |
| IFCデータに不備があった場合の対応の明確化（何をもって不備とするのか、その判断基準。不備となった場合の取り扱いなど） | IFCデータについては、①形状の理解を助ける、という目的だけでなく、②申請図書がBIMデータから作成されたものであることの一定の担保、という目的がある。IFCデータを確認し、データに不備がある場合、通常の電子申請として受け付け、整合性の確認も従前どおり行うこととする。 | IFCデータの不備の例：（明らかに別プロジェクトのデータなど）図書と明らかに形状が異なる場合、ビューアで形状が確認できない場合、意匠・構造間での整合性確認の省略を申告する場合において、意匠と構造のIFCデータが重ならない場合など。 |
| ＰＤＦデータは一体とするか、またPDFデータを分割する場合の名前のルールは定める必要はないか | 電子申請においては、各機関の判断によっており、BIM図面審査においてもルールは定めず、各機関の判断によるものとする。 | |
| 〇整合性確認の省略に関すること | | |
| 審査側でのデータチェックの要否を明確化 | （再掲）IFCデータは、審査者は①形状の理解を助けるために利用、②申請図書がBIMデータから作成されたものであることの確認、のために利用する。<br>そのため、BIM図面審査の要件として、審査者は、IFCデータの不備がないことを確認することが必要。 | |
| 審査者がIFCデータに不備がないことを確認する場合、それを見抜けない場合の責任は審査者にあるのか。 | BIM図面審査においては、申請図書がBIMによって作成されたことに対し一定の担保を与えることを目的とし、IFCデータに不備がないことの確認を審査者に求めている。<br>そのため、提出されたIFCデータに不備がないことを「見抜く」ことが審査者に求められているわけではなく、審査者の責任において、「BIMにより作成されたことを信ずるに足る」と判断することが求められていることから、「見抜けなかった場合の責任」は審査者には生じない。 | 整合性確認の省略については設計者の申告によるものであり、省略された部分の整合性確保の責任は設計者にあることから、審査者が「見抜けなかった」ことにより負う責任は限定的である。 |
| IFCデータの不備について、どこまでを不備とするか | 不備の程度については、上記の理由からガイドラインでの詳細な規定は行わず、申請者および審査者の個別の協議によるものとする。 | |
| 分野間の整合性チェックに関する説明を不可（省略対象範囲に関する説明が不足） | 整合性確認の省略範囲は、設計者チェックリストによる設計者の申告による。<br>分野内の省略のみを申告した場合、分野間の整合性確認については従前どおり実施する。分野間の省略を申告した場合、申告に基づき、分野間の確認を省略する。 | |
| 適合性判定における整合性確認の省略について | 適合性判定における整合性確認の省略についてはガイドラインにおいて規定しないものとする。 | 適判において、法令においては整合性確認について規定されていないが、平行審査を行う都合上、実態として確認を行っている。 |
| 〇BIM図面審査のメリット | | |
| 申請側、審査側それぞれのメリットの再整理 | 主語を明示して記載を見直し。 | |

# ①建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（素案）についての代表的な意見と対応方針

赤字：検討中項目

| 指摘事項・検討課題 | 対応方針 | 備考 |
|---|---|---|
| ○仮受付 | | |
| 本受付時の再アップロード規定を明確化（補正後データの再提出が必要、という指摘が多い） | 「仮受付の段階で指摘の修正が完了し、修正図が提出されている場合は、」本受付時に再度のアップロードを要しない。（仮受付の最終段階において、指摘の修正を本受付時に提出することを求められた場合はその限りでない。） | |
| ○受付 | | |
| 指摘の送付について | 「審査結果を通知し、補正等を求める」とし、特に通知の種類は書き分けないものとする。 | |
| ○ＩＦＣデータの確認 | | |
| ＰＤＦとの同一性確認の要否 | IFCデータの確認について、データに不備（別途記載）がないことを確認することが必要。IFCデータとPDFの図書が完全に一致していることを確認することは不要。 | |
| データ確認の範囲 | 同上。不備がないことの確認ができることが判断できる範囲での確認を求める。 | |
| ＩＦＣデータの確認により法適合不備が判明した場合の対応 | PDFの図書に明示されている内容で法適合が確認できる場合（IFCデータのみで不適合の情報が確認できた場合）はPDF図書の情報に基づき審査を行うものとし、データの修正等、特段の対応は不要。 | |
| | PDFの図書に明示されている内容で法適合が確認できない場合（PDFの図書では情報が読み取れず、IFCデータに不適合の情報が含まれる場合）は、指摘を行い、PDFの図書に、法適合が確認できる情報の追記など、修正を指示し、その図書をもって審査を行う。 | |
| ＩＦＣデータとＰＤＦデータが同一のデータから出力されたことの確認 | BIM由来のPDF形式の図書及びIFCデータが、同一のBIMデータから同一の時点で書き出されたものであるとは、BIMソフトウェアにより同時に出力されている必要はなく、変更の加えられていない同一のデータから変換されていることを設計者の申告により確認することを意味する。 | |
| ○適判 | | |
| 確認申請用CDEを活用したデータ共有について | 法令およびシステムの観点から今後の検討とする。 | |
| 確認申請と構造・省エネ適判を同一データで行う場合、それぞれの図書の保存に係る真正性の確保についてはどのように考えるか。 | 交付済図書の保存についてはそれぞれの機関の責任において図書の保存を行うものとする。 | 審査者・適判機関（・設計者による任意の保存）による複数での保存により、図書の真正性について一定の担保が得られるものと想定。 |
| ○消防同意 | | |
| 指摘への対応フロー<br>「審査履歴を残す」という指針告示と書きぶりの調整。 | 消防同意での指摘事項については、審査者を通じ補正等を行うことで審査の履歴が残るような記載とする。 | 消防同意で図書の補正等が生じた場合、審査者は申請者にその旨を伝え、申請者は審査者を通じ補正した図書を消防長等に送付する。 |
| ○確認済証 | | |
| 審査済印の取り扱いを明確化 | 確認済証については電子交付を検討中。確認済証への押印が廃止される予定であることから、図書への審査済印についても不要なものとし、ガイドラインには定めないものとする。 | 電子申請ガイドラインでは、「スタンプ」という表現となっている。<br>JCBA建築確認電子申請ガイドラインP49「確認済証に添付されていた図書及び書類であることの視認を容易にする目的で、法令上は必要ないものの、書面申請においては副本に審査済みを示すスタンプの押印が広く実施されている。電子申請においてもこれと同様、指定確認検査機関のロゴマーク等の画像を副本のデータに付与することは法令上何ら問題なく、むしろ推奨されるべきものである。」 |
| 「審査済みの図書」は正確な用語か。 | 交付済の図書と表記を修正する。 | |

# ①建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（素案）についての代表的な意見と対応方針

赤字：検討中項目

| 指摘事項・検討課題 | 対応方針 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| ■3　入出力基準及び設計者チェックリスト | | |
| ○全体 | | |
| 記載内容の不足を指摘する声が多い。 | 記載見直し。 | |
| 具体的な手順について、ソフトごと個別にマニュアルは整備されるのか。 | 個別のマニュアルは整備予定なし。（各ベンダーにおいて整備されることを想定する。） | |
| ○設計者チェックリスト | | |
| 審査対象とするか、保存対象となるのか明示。 | 提出および保存は必須。審査者は内容の審査は行わない。間違いがあった場合は設計者の責任となる。 | |
| 申告書の様式、申告内容について | 素案作成済、施行規則に定める様式とするかを含め国交省と検討を行う。 | |
| ■4　審査環境 | | |
| ○確認申請用ＣＤＥ・受付システム | | |
| システムの全体像や出来ることに関する記載<br>ー図書保存に関する要件や対応可否、各機関のシステムとの連携に関する情報、適判や消防の同時アクセスの可否等 | ガイドラインでの規定は行わず、CDEマニュアルでの解説を想定 | |
| ー動作環境、費用など | 2025年秋ごろの公表を予定 | |
| 「これと同等の審査環境」として、機能やセキュリティに関する要件等 | 素案作成済。どこまで要件として定めるか国交省と検討を行う。 | 電子申請ガイドラインでは、指定確認検査機関の判断に委ねられている。 |
| ■5　申請及び審査の手順 | | |
| ○全体 | | |
| フロー図の追加 | 図を追加する。詳細はマニュアルにて検討中。 | |
| 下線で示す「必須の要件」の再整理（そもそも、必須の要件とは何か） | 確認申請用ＣＤＥと受付システムを記載した例については別に記すことで、わかりやすくする。 | |
| 確認申請書の作成方法、提出方法の明確化（システムへの入力、PDF、XMLなど） | 提出方法は規定しない。受付システムの場合、システムへの入力あるいはＸＭＬのアップロード（でよい）。 | |
| 修正時のデータ作成、提出範囲の明確化（IFCは必要か、PDFは全部か） | 修正時は原則としてBIMデータを修正し、BIMデータからのPDF、ＩＦＣの出力、再提出が必要。PDFは修正範囲のみでよい。チェックリストについては、指摘や修正にともない、チェックリスト記載の内容に変更があった場合は再提出とする。 | |
| PDFの差分チェックの概要、取り扱い。 | あくまで審査の補助機能であることを明確化する。 | |
| 受付システムとＣＤＥの機能分担の明確化 | ガイドラインでの規定は行わず、CDEマニュアルでの解説を想定 | |
| 指摘の送付方法の明確化 | ガイドラインでの規定は行わず、CDEマニュアルでの解説を想定 | ICBA確認申請用CDEでは、<br>① PDF図書上へのマークアップとテキスト追加、<br>②チャットでのやりとり<br>③①②のテキスト情報での書き出し（txt,csv）<br>を想定しており、③を用いて、各機関の書式での指摘事項の通知（任意通知）を行うことが可能。 |
| IFCビューアは申請前に設計者も確認できるか。（できない場合、データの不備のチェックができない） | ガイドラインでの規定は行わず、CDEマニュアルでの解説を想定する。申請前のデータの確認については、ICBA確認申請用CDEでは確認が可能である。各機関が運用する環境においても、「同等の条件」として事前のデータ確認ができることを要件に盛り込む方針とする。 | ICBA確認申請用CDEでは、各機関のCDEサイトへのアップロードにより、設計者はIFCデータのビューア機能を利用可能とすることを想定。事前協議、仮受付の段階でアップロードを行い、確認する運用が想定される。 |

# ①建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（素案）についての代表的な意見と対応方針

赤字：検討中項目

| 指摘事項・検討課題 | 対応方針 | 備考 |
|---|---|---|
| ○図書保存 | | |
| データの保存環境の明確化（機関の判断により選択可能であることを明確化） | 審査済図書については審査者の判断により、適切な環境で保存することが求められており、確認申請用CDEや受付システムは保存環境の選択肢の一つでしかないことから、保存先についてはガイドラインでは規定しないものとする。 | |
| ＩＦＣの保存要否 | 法定の保存は不要なものとして整理しているが、BIM図面審査の要件として、IFCデータに不備がないか確認することを求めている以上、IFCデータに不備が「なかった」ことを確認処分後に追跡できるようにしておくべきではないか。 | 不備の程度は客観的な基準によらず、審査者および申請者間の個別の協議による。そのため協議の結果としてIFCデータに不備がないものとした場合、それ以上の事後的な追求は不要なものとする。 |
| 保存不要とした場合の取扱ルールの策定 | 審査に活用したIFCデータについては、審査者の責任において、適切な環境により保存するか、破棄するものとする。 | IFCデータを保存対象としない場合、不正利用やデータの著作権の観点からデータ破棄のルール（済証を発行後○か月、検査済証発行後、など）を定めるべき。 |
| 計画変更への対応 | フローは別途記載。申請者が保存しているデータを元に修正、申請を行う。 | |
| ■6　留意事項 | | |
| ○整合性確認の省略について | | |
| 仕組みに関する記述が不足（「確認することは要しない」とは） | 記載見直し。 | |
| ○加筆の要否とその特定方法 | | |
| 「２D加筆は許容しない」ことに関する対象範囲の明確化（整合性確認の省略を申告する範囲は不可としているが、具体的に示さないとわかりにくい。） | 「整合性確認の省略を申告する図書において、省略を申告する事項（入出力基準に従い作成することで、図書の整合が担保される事項）については２D加筆は行なってはならない。」 | |

# 入出力基準・設計者チェックリスト（素案）についての代表的な意見と対応方針

参考資料として添付した入出力基準・設計者チェックリストは、意見照会反映版として12/18時点で検討中の案を公表するものです。

# ②入出力基準・設計者チェックリスト（素案）についての代表的な意見と対応方針

| 項目 | 代表的な意見 | 回答案・対応方針 |
|---|---|---|
| **設計者チェックリストに基づく、審査対象の範囲の明確化** | BIM図面審査では、構造計算書と構造図の整合性確認の省略は対象となるか。対象でないのであれば、その旨を明記すべき、また中長期的な見通しはどのようになっているか。 | BIM図面審査においては、構造図と構造計算書に係る整合性の確認は対象としておりません。なお、構造計算書のデータを含む情報を活用した審査の実施については、今後BIMデータ審査にて検討する予定です。 |
| **設計者チェックリストの構成** | 「鉄筋コンクリート造・鉄骨造版」と分けるより、RCとSが混在する建築物も考慮し、項目でRCとSに該当する欄とした構成にすべきではないか。 | ご指摘の内容を踏まえ、「鉄筋コンクリート造・鉄骨造版」とはせず、統合する方向で検討を行います。 |
| **申請方法について** | 設計者チェックリストを提出しない場合（整合性確認の省略を求めない場合）や設計者チェックリストの白いセルに一つも〇がない場合でも、BIM図面審査として取り扱ってもらえるか。それとも設計者チェックリストに少なくとも１つは〇をつけ提出することが必要か。 | 設計者チェックリストを提出しない場合（整合性確認の省略を求めない場合）や設計者チェックリストの白いセルに一つも〇がない場合は、BIM図面審査として取り扱いません。設計者チェックリストに少なくとも１つは〇をつけ提出することが必要です。 |
| **申告書（表示）** | 「・・・設計者が行う書類・・・」とありますが、設計内容に応じて設計者が異なります。申請書に署名する設計者、及び、整合性を保証する部位との関係をどのように示せば良いでしょうか。 | 設計者チェックリストの申告書に、図書の種類ごとに設計者の明示を行うことを想定しています。（※様式案はp.20を参照） |
| **「図表現の…」の共通化の表現** | 用語の定義の「図表現の整合性を損なう入出力」で定義文のあとに例が記載されていますが、例示部分のみを別途留意事項として、記載された方がわかりやすいと思われます。 | ご指摘頂いた内容を参考に、引き続き改善を行う予定です。 |
| **チェックリストの自動出力** | 例えば設計者チェックリスト自体をBIMソフトウェアにアドオン等で実装するなど、入出力基準に従っているかどうか自動的にチェックできるツールがあるべきではないか。 | ①オリジナルデータに組み込むとすべてのBIMソフトウェアに対応する必要が発生する。<br>②IFCに組み込む技術が確立できていない。<br>以上2点の理由から別データで対応することとしています。<br>今後、必要性と効果と実効性が確認できれば自動化やソフトウェアへ組み込むことも視野に入れて検討を行いたいと思います。その技術が確立されるまでは、入力のミス及び虚偽の防止、作業の効率化につながるチェックリストの内容及び運用の改善を継続検討していきます。 |

# ②入出力基準・設計者チェックリスト（素案）についての代表的な意見と対応方針

| 項目 | 代表的な意見 | 回答案・対応方針 |
|---|---|---|
| **設計者チェックリストに関すること** | 設計者チェックリストの法的位置づけを明確にすべき。 | 設計者チェックリストの法的位置づけは、2025年夏頃を目途に改正することとしている建築基準法施行規則第1条の3及び確認審査等に関する指針等において明確にいたします。 |
| **設計者チェックリストの構成に関すること** | 整合性確認の省略は、図書単位でなく、明示事項単位で行うこととなるのか。 | ご認識の通りです。 |
| **ツール類の整備に関すること** | 参考テンプレートのバリエーションを充実してほしい。 | 今後大規模案件向けのテンプレートを公開予定です。参考テンプレートは建築確認におけるBIM図面審査に関わる内容のため、省エネ関係の情報を追加する予定はありません。 |
| **ツール類の利用に関すること** | アドインツールは使用できるのか。 | 入出力基準（図表現の同一性を妨げない）を満足するものであれば、アドインソフト活用は妨げません。 |
| **敷地に関すること** | 敷地境界線及び敷地面積は、測量データを活用していることから、整合性確認が必要ではないか。 | 測量士による測量データのうち、その座標を利用してBIMソフトに入力することを推奨します。 |
| **面積に関すること** | 自動算出された面積情報の意匠モデルを電気・機械設計者側で使用し、整合性を保つことができるのか。電気・機械設計ソフト上で再入力が必要となればそこで不整合が生じるおそれがある。 | 各BIMソフトウェアの機能によりますが、意匠BIMモデルの部屋に入力された床面積を設備BIM側で参照することが可能です。設備BIM側で再入力する場合でも、最新の意匠の床面積と比較した集計表を利用することで整合性を確認することが可能になります。 |
| **構造に関すること** | 基礎伏図・二面以上の軸組図がそれぞれ対象となっていますが、基礎ぐいと同様に、対象外ではないでしょうか。 | ご指摘の通り、直接基礎やフーチングについては、伏図及び軸組図を網掛けに修正します。 |
| **設備に関すること** | 「空間オブジェクトで自動算出された床面積」と一致とあるが、自動算出するのは確認申請用CDEの環境か、それとも各意匠BIMモデルのオーサリングツール上で算出された数値が「空間オブジェクト」の床面積パラメータとして入力・保存された値と一致する方法か。後者であると思うが記載文章を見直すべきだと思う。 | 各意匠BIMモデルのオーサリングツール上で算出された数値が「空間オブジェクト」の床面積パラメータとして入力・保存された値と一致する方法になります。ソフトウェア毎の注意事項で補足致します。 |

# ②入出力基準・設計者チェックリスト（素案）についての代表的な意見と対応方針

| 項目 | 代表的な意見 | 対応方針 |
|---|---|---|
| **設計者チェックリストの構成** | 項目が多く、各項目で繰り返しの文章も多い。表が煩雑で使い難い。 | 繰り返しの文章は共通事項とし、各項での繰り返し記載は省きます。 BIMの機能上一つに纏まる項目はチェック欄を一つにし、丸付けを簡略化します。 |
| **設計者チェックリストの構成** | ○付けの方法が分かり難い。 | 入出力基準文で使用する言葉を、BIMの機能が分かるように修正します。 設計者チェックリストにも、BIMの機能が分かる欄を加えます。 |
| **設計者チェックリストの構成** | 部門間の整合性は、構造設計者、設備設計者だけでは確保できない。 | 部門間整合性に関する項目を、意・構・設の先頭に設け、意匠設計がチェックする欄を設けます。 意匠-設備間の整合性を確保する方法に関しては、説明図を加えます。 |

# ②入出力基準・設計者チェックリスト（素案）についての代表的な意見と対応方針

## ■整合性確認の省略を申請する設計図書に関する申告書（素案）

- 意見を踏まえ、確認申請時に設計者チェックリストに付して提出することを想定し、申告書（素案）について検討しています。
- 申告書（素案）には、整合性確認の省略を求める設計図書の種類ごとに、申告を行う設計者の氏名、資格および所属する建築士事務所名、分野間の整合性確認の省略を申告する設計図書の種類、BIMソフトウェア名を記載することとしています。
- 同一のBIMデータから同一の時点でPDF形式の図書データとIFCデータを出力したことについても、本申告書における申告の対象とする方向で検討を行っています。

第●号様式　　**素案**

整合性確認の省略を申請する設計図書に関する申告書

0000 年●●月●●日

建築主事等　又は　指定確認検査機関　●●　御中

代表設計者氏名
●●設計　●●　●●（一級）第 00000000 号

建築基準法第６条第１項若しくは第６条の２第１項規定による確認、又は建築基準法第18 条第２項若しくは第４項の規定により計画を通知する際の添付図書のうち、整合性確認省略に係る記載の事項は、BIM 図面審査に係る入出力基準に基づいて作成し、同一の BIM データから同一の時点で PDF 形式の図書データと IFC データを出力し、また、設計者チェックリストは本事項と相違がないことを申告します。

１．建築物の名称又は工事名称

＊＊＊＊　新築工事

２．整合性確認の省略を申請する設計図書の種類

| 設計図書の種類 | 設計者氏名 | 資格 | 建築士事務所名 |
|---|---|---|---|
| 建築図 | ●●　●● | （一級）第 00000000 号 | ●●設計 |
| 建築構造図 | ●●　●● | （一級）第 00000000 号 | ●●設計 |
| 空気調和設備図/給排水衛生設備図 | ●●　●● | （一級）第 00000000 号 | ●●設計 |
| 電気設備図 | ●●　●● | （一級）第 00000000 号 | ●●設計 |

３．分野間における整合性確認の省略を申請する設計図書の種類

| 設計図書の種類 | 整合性確認の省略の要否 |
|---|---|
| 建築図と建築構造図 | ○ |
| 建築図と空気調和設備図/給排水衛生設備図 | － |
| 建築図と電気設備図 | ○ |

４．整合性確認の省略を申請する設計図書作成のために使用した BIM ソフトウェア名

| 設計図書の種類 | BIM ソフトウェア名 | バージョン |
|---|---|---|
| 建築図 | ＊＊＊＊ | ＊＊＊＊ |
| 建築構造図 | ＊＊＊＊ | ＊＊＊＊ |
| 空気調和設備図/給排水衛生設備図 | ＊＊＊＊ | ＊＊＊＊ |
| 電気設備図 | ＊＊＊＊ | ＊＊＊＊ |

# サンプルモデル公開について（部会２）

# サンプルモデル公開について（関係団体からの意見等への対応）

## ●RC造、中規模建物の確認申請図

- 主な意見「S造以外のサンプルモデルは作成しないのか？」

  ↓

- 現在、営繕BIMモデル(図1)を用いて確認申請図（計画通知書添付図）を作成中です。
- 今年度中に、<u>BIMデータ、確認申請図、設計者チェックリスト記入例</u>をBIMライブラリ技術研究組合HPに公開予定です。

## ●ソフトウェアごとの用語読み替え表

- 聴取意見 主な指摘「サンプルモデル以外の入力方法は可能か？」

  ↓

- 現在の用語の読み替え表は、各ソフトウェアのサンプルモデルで用いたツールやオブジェクトを中心にまとめたものです。
- サンプルモデルで用いた方法以外にも適用可能性のあるツールやオブジェクトを補足します。
- 年内に、現在公開中の表(下図)を更新予定です。

ソフトウェアごとの用語読み替え表(意匠)

| 番号 | 入出力基準：入出力基準に従い作成することで、図書間の整合が担保される事項 | 細目 | 入出力の方法 | ソフト | ソフト毎の読み替え |
|---|---|---|---|---|---|
| 意-001 | 敷地境界線 | ①形状<br>②種別(道路境界線、隣地境界線などの別)<br>③各辺の長さ<br>④敷地面積 | 入出力基準書参照 | Revit | 敷地境界線の種別は属性情報として入力することができないため、各図面に二次元加筆で表記する。立面図および断面図への敷地境界線の形状は二次元加筆で表記する。 |
| | | | | ArchiCAD | 標準機能では該当するオブジェクトが無いため、該当する図書間で連動する通り芯ツールやシェルツールを用いて入力する。オブジェクトで敷地境界線を作成する場合はサブタイプを「通り芯マーカー」で作成して各図面間の整合を確保する。それ以外のやり方では各辺の長さの属性情報は取得できないので二次元加筆で表記する。 |
| | | | | Vectorworks | 敷地境界線の種別は属性情報として入力することができないため、各図面に二次元加筆で表記する。立面図および断面図への敷地境界線の形状は二次元加筆で表記する。 |
| | | | | GLOOBE | 種別は、境界線オブジェクトで敷地境界・地盤オブジェクトの外形線に属性情報として入力し、敷地面積は、複数用途地域時には、用途地域オブジェクトごとに計算が行われる |
| | | | | [illegible] | 標準機能では方位オブジェクトが無いため、回転角度を入力する事で図面北より向きが回転する一般注釈オブジェクトを用いる等で対応する |

図2 ソフトウェアごとの用語の読み替え表（現在公開中のもの）

官庁営繕

›官庁営繕トップ

ホーム ＞ 政策・仕事 ＞ 官庁営繕 ＞ 官庁営繕事業におけるBIM活用 ＞ 営繕BIMモデル

**営繕BIMモデル**

**お知らせ**

令和６年10月30日　BIMデータ等を更新しました。
令和６年10月23日　「営繕BIMモデル」のBIMデータを公開しました。

官庁営繕事業におけるBIM活用の理解の促進及び効率的な実施に資することを目的に、「営繕BIMモデル」を作成し、そのデータを公開します。

**記者発表資料　令和６年10月23日**

官庁営繕事業の設計業務におけるBIM活用の目安に　～営繕BIMモデルを公開します～

**営繕BIMモデル及び営繕BIMテンプレート**

**Revit版（Autodesk Revit 2022）**

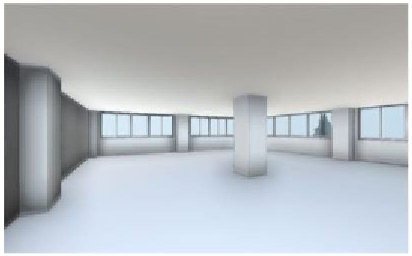

営繕BIMモデル及び営繕BIMテンプレート解説資料（PDF）
（別紙１）BIM活用の内容、詳細度表及びオブジェクト入力情報（PDF）
（別紙２）営繕BIMモデル設定内容（PDF）
（別紙３）実施設計図書（一般図）等（ZIP）
（別紙４）干渉チェック実施手順書（PDF）
（別紙５）設計BIMデータ説明資料（PDF）

営繕BIMモデル及び営繕BIMテンプレートのデータはこちら

図1 営繕BIMモデル

# サンプルモデルを用いた審査の試行について（部会３）

# サンプルモデルを用いた審査の試行について（部会３）

## １．審査の試行の前提

- BLCJで公開している確認申請サンプルモデルで作成した確認申請図面と入出力基準・設計者チェックリスト・IFCデータを、確認申請用CDEで受領したことを前提としました。

## ２．審査方法

- 「入出力基準に従い作成することで、図書の整合が担保される事項」「細目」「内容」ごとに、「入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書」の図面に記された「〇、－」の申告に沿って、審査を行いました。

## ３．試行時の質問項目

①当該事項における図面の表現の確認と記載で気づいた点

②当該事項が整合性確認省略を求める図書であった場合、整合確認を行う・行わないとしたときの時間を計測

（整合確認省略と整合確認をする場合の時間差がほとんど無い場合は、「０」とし、時間差がある場合、通常の審査と比べて経験をもとに想定した時間とした。）

③IFCデータを参照した効果について（自由意見）

※IFCの閲覧環境は、市販のBIMビューアを用いています。

## ４．次頁以降に②③の結果概要を紹介

| 審査の試行を実施したBIMソフトウエア |
|---|
| 【意匠】Revit |
| 【意匠】Archicad |
| 【意匠】GLOOBE |
| 【意匠】Vectorworks |
| 【構造】Revit |
| 【設備】Revit |

# サンプルモデルを用いた審査の試行について（部会３）

## ■審査項目の整合性確認の省略を行った場合に短縮された審査時間（意匠）

設計者チェックリストに基づき、整合性確認の省略を行った場合に、特に効果が高いという項目は以下が挙げられました。（回答数８）

【意-006】 間仕切壁の形状と位置

【意-011】各階の各室の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

【意-013】防煙壁による区画（令第126条の2）のうち、面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

なお、当該物件を通常審査した場合に係る審査時間は４時間程度が見込まれました。そのうち、整合性確認の省略により28～89分が短縮されたという結果が得られました。

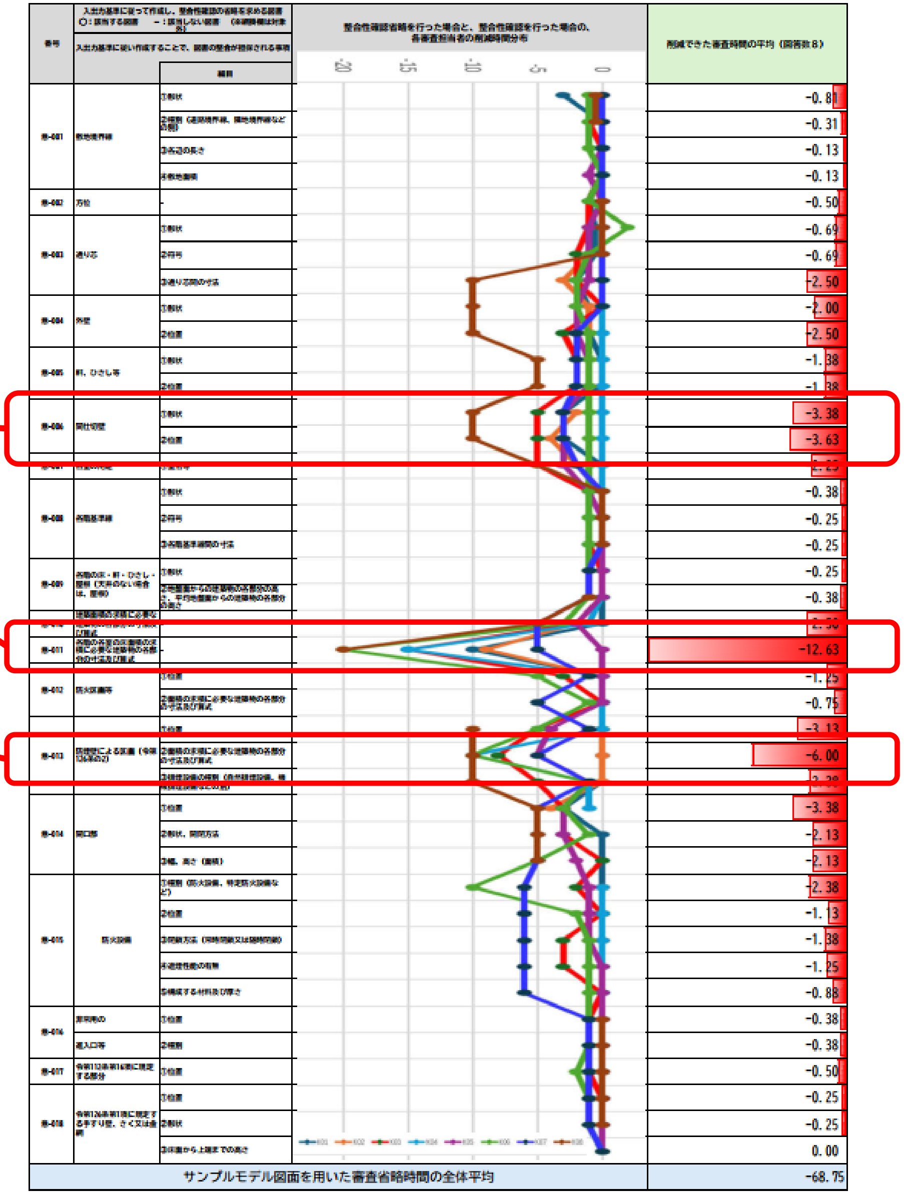


審査の試行における各項目の短縮された時間（意匠）

# サンプルモデルを用いた審査の試行について（部会３）

## ■審査項目の整合性確認の省略を行った場合に短縮された審査時間（構造）

設計者チェックリストに基づき、整合性確認の省略を行った場合に、特に効果が高いという項目は以下が挙げられました。（回答数５）

【RC-001】通り芯の形状

【RC-006】大ばりの形状（矩形）、せい、幅、符号

【S-005】柱の外形（H型、円形、矩形）、せい、幅、径、厚さ、符号

【S-006】大ばりの断面形状（H型等）、せい、高さ、厚さ、符号

なお、当該物件を通常審査した場合に係る審査時間は12～16時間程度が見込まれました。そのうち、整合性確認の省略により17～49分が短縮されたという結果が得られました。

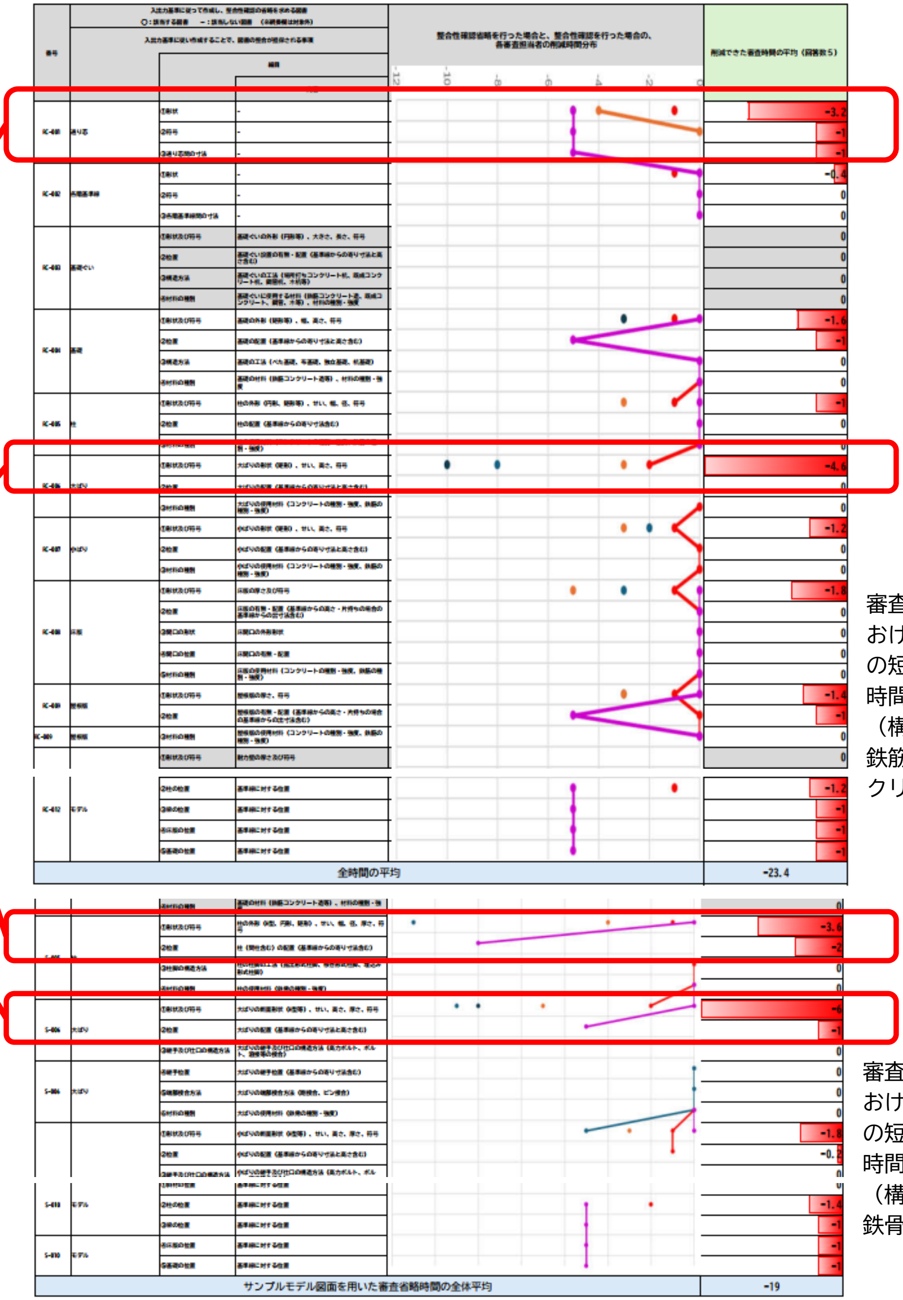


審査の試行における各項目の短縮された時間（設備）（構造/鉄筋コンクリート造）

審査の試行における各項目の短縮された時間（設備）（構造/鉄骨造）

## ■審査項目の整合性確認の省略を行った場合に短縮された審査時間（設備）

設計者チェックリストに基づき、整合性確認の省略を行った場合に、特に効果が高いという項目は以下が挙げられました。（回答数４）

【機-001】外壁、軒、ひさし等、間仕切壁、開口部の位置

【機-004】各室の用途 （室名等）

【機-009】防煙壁による区画（令第126条の2）に係る位置と、面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

【電-001】外壁、軒、ひさし等、間仕切壁、開口部の位置

【電-005】防火区画等の位置

なお、当該物件を通常審査した場合に係る審査時間は４時間程度が見込まれました。そのうち、整合性確認の省略により19～71分が短縮されたという結果が得られました。

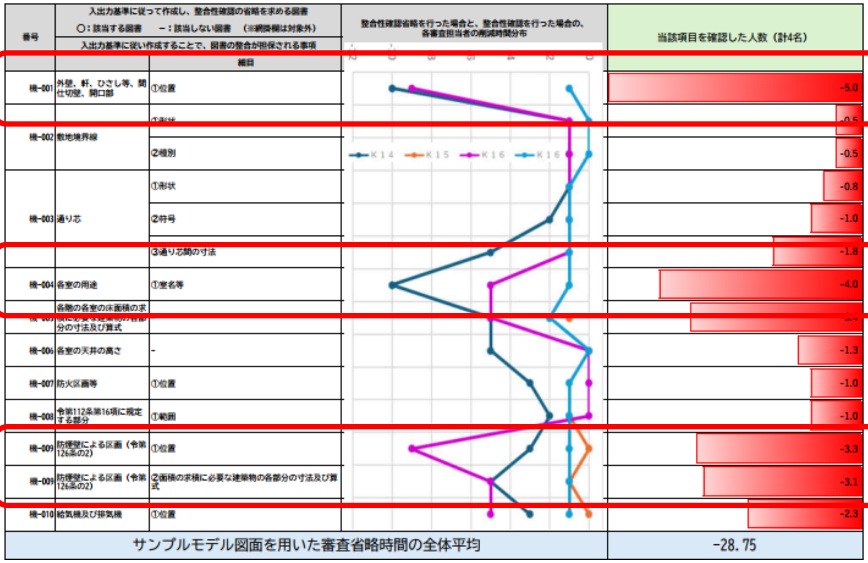


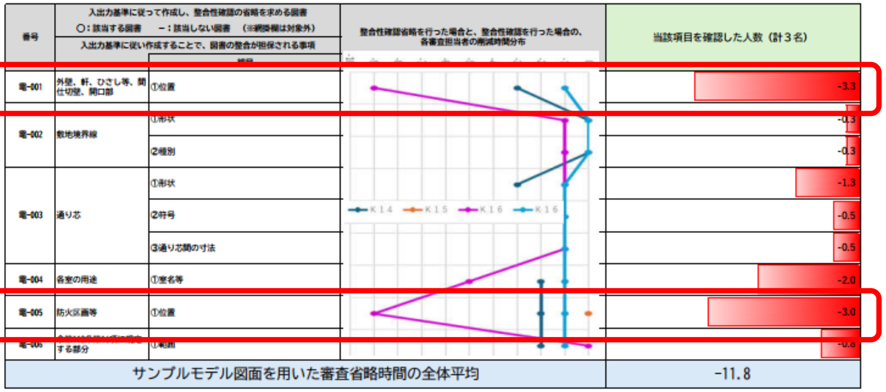


審査の試行における各項目の省略された時間（設備）

# サンプルモデルを用いた審査の試行について（部会３）

## ③IFCデータを参照した効果について（主な意見）

＜「効果があった」という意見＞

- 建物の外郭形状の把握は容易となる。（非常用進入口・消防活動計画などに有効に活用できる）
- 建物形状を一目で確認することができるため、物件理解の初動スピードが格段に高まる。
- 各種斜線検討をする部分がどこであるべきなのかが認識しやすくなる。
- 屋上設備が見えるため、建築面積の1/8の検討が必要なのかどうか認識しやすくなる。
- 屋上部分（PH階、設備機器、ファサード立ち上がり等）や配置における外構計画など、平面図では理解しづらいが3Dで確認できることが良い。
- 3Dモデルを閲覧することで排煙有効計算における天井高さ、垂れ壁を確認できる。
- 開口部の位置関係、防煙区画の扉上垂れ壁などの確認がしやすい。
- 空間把握が行いやすい。
- RFL伏図において、同じ箇所に柱の符号が見上げと見下げの符号両方が記載されていたが、モデルを参照することで整合性確認の補助となった。
- サンプルモデルの設備計画は複雑ではないため、今回はIFCデータを参照する効果は感じられなかったが、設備計画が複雑な場合は、IFCデータを参照することで計画の理解度が深まり、確認しやすくなるなどの効果を得られると感じた。

＜今後の検討につながる意見＞

- 平面図との重ね合わせが無いと建物の内部状況の把握は難しいと感じた。
- 形状確認だけでは法を判断する根拠となる情報の取得は難しい。
- 3Dデータを動かすレスポンスが悪いと、立体を見る以上に何か検証しようとは思えず、審査時間が増えてしまうことが懸念される。
- 1つの建物もでるから作成されているということは理解できるが、2D加筆がどこなのかを確認ができなかった。
- 3Dビューアの動きが遅いと、煩わしく感じる。
- 部材のプロパティを確認したところ、符号と材質（RCは強度）だけわかり、形状などはわからない。
- 図面データがIFCデータと一致しているかどうかがわからず、データの信ぴょう性が不明であった。
- イメージしていたIFCデータの利用方法は、意匠構造設備のすべてのデータが参照でき、レイヤーオフで必要な情報のみ表示であった。今回用意された機械設備、電気設備のIFCデータは、設備のみであったため、実際の審査においては、整合という観点で意匠モデルと設備モデルが統合されたものを参照することが必要であると感じた。

# ICBA確認申請用CDEの仕様について

# ICBA確認申請用CDEの仕様について

BIM図面審査に用いる確認申請用CDEの機能は、仕様書に沿って開発を進めており、詳細については検討中です。

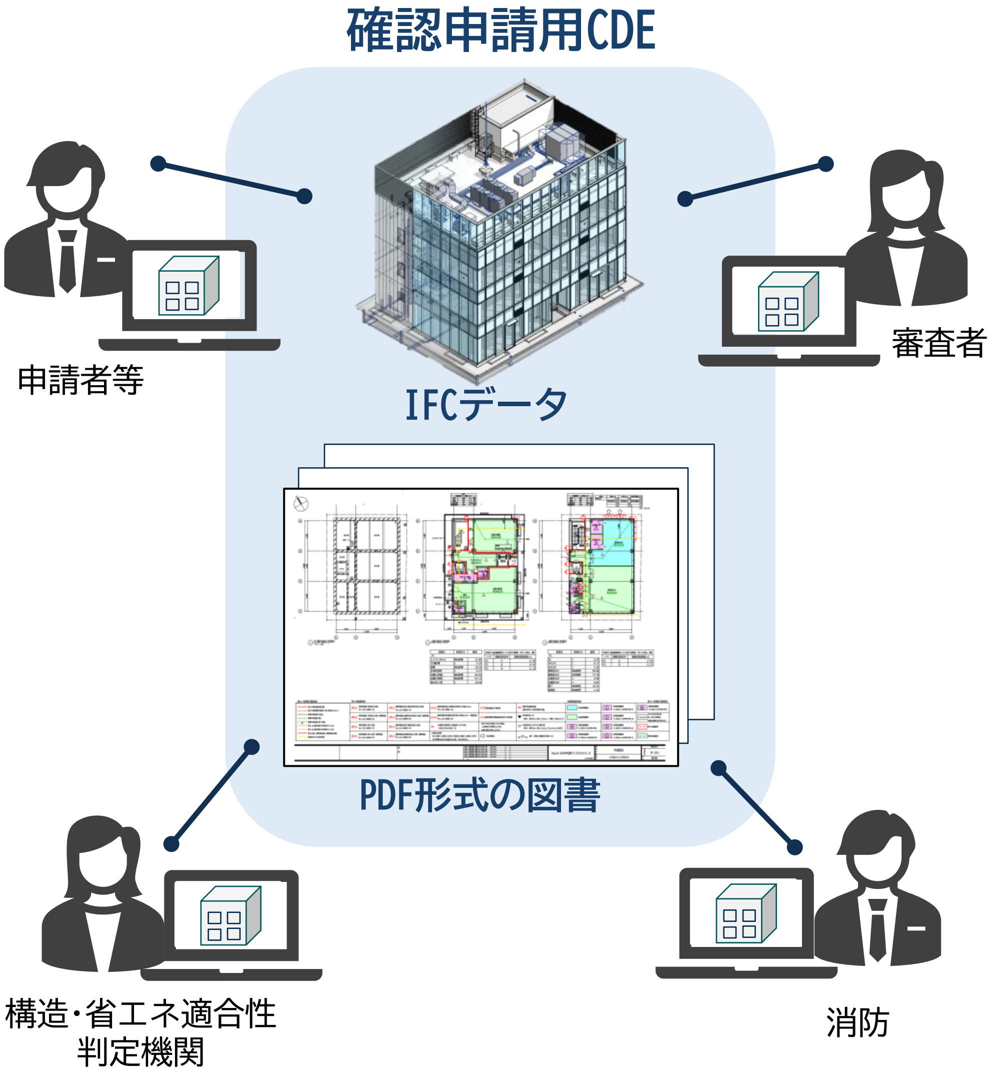


確認申請用CDEのイメージ

確認申請用CDE機能一覧（予定）

| | |
|---|---|
| 1 | 申請書情報閲覧機能（ICBA電子申請受付システム等より） |
| 2 | 申請図書アップロード機能 |
| 3 | 申請図書ダウンロード機能 |
| 4 | PDFデータ差分チェック機能 |
| 5 | メール送信機能 |
| 6 | プロジェクトデータ管理機能 |
| 7 | ファイルのバージョン管理 |
| 8 | コミュニケーション機能（チャット等） |
| 9 | ビューイング機能（IFC,PDF,画像） |
| １０ | マークアップ機能（PDF,画像） |
| １１ | 操作LOG機能 |
| １２ | 書類保管機能 |
| １３ | ステータス設定機能 |
| １３ | ユーザー管理機能 |
| １４ | ユーザー認証機能 |
| １５ | 権限管理機能 |

出典：国土交通省　建築BIM推進会議HP　令和６年５月10日公開
「BIM 図面審査」に用いる「確認申請用CDE」の仕様書　Ver 1.00 Rev 1.00a」

# BIMデータ審査についての検討
（部会３、部会５）

## BIMデータ審査の定義（継続）

- BIMデータ審査を以下の項目を仮設定し、その実現の可能性・効果等の洗い出しとあわせ、定義に向けた検討を行っています。

### ①BIMモデルの表現を用いた申請・審査

BIMモデルから明示すべき事項の情報を抽出し、ビューアにより確認する。

### ②デジタル技術を活用した申請・審査

BIMモデルが持つ情報を用いた法適合チェックの結果を補助的に活用する。

### ③BIMデータ審査の対象の拡大

構造計算適合性判定や省エネ適合性判定、建築確認にまつわる各種申請手続きに、BIMデータ審査の対象を拡大する。

# BIMデータ審査についての検討

## 必要な情報・取扱条件（素案）の検討等

- BIMデータ審査で用いる確認申請用CDE環境の技術的仕様につなげることを目的に、これまで検討した審査項目を中心に、審査方法、審査項目毎の内容の関連性、必要となる情報、BIMデータによる表現、チェック方法についての精緻な検討を行っています。

**審査項目ごとの基本的な審査方法の検討**

これまで検討した審査項目（意匠）を中心に対象項目から抽出
・法52条　容積率
・令112条 防火区画
・法２条　延焼のおそれのある部分の開口部
・法56条　建築物の各部分の高さ（斜線関係）

**対象範囲**

- 建築基準法
- 建築基準法施行令
- 建築基準法施行規則
- 国交省（建設省）告示

①審査項目ごとの関係法令・規制内容の洗い出し → ②審査項目ごとの規制内容の関連性の記述 → ③規制内容等ごとの審査手順の記述

# 必要な情報・取扱条件（素案）の検討等（つづき）

- 法規制内容の関連性とその審査手順を整理した例を下記に示します。

## ■規制内容の関連性図（法第52条）

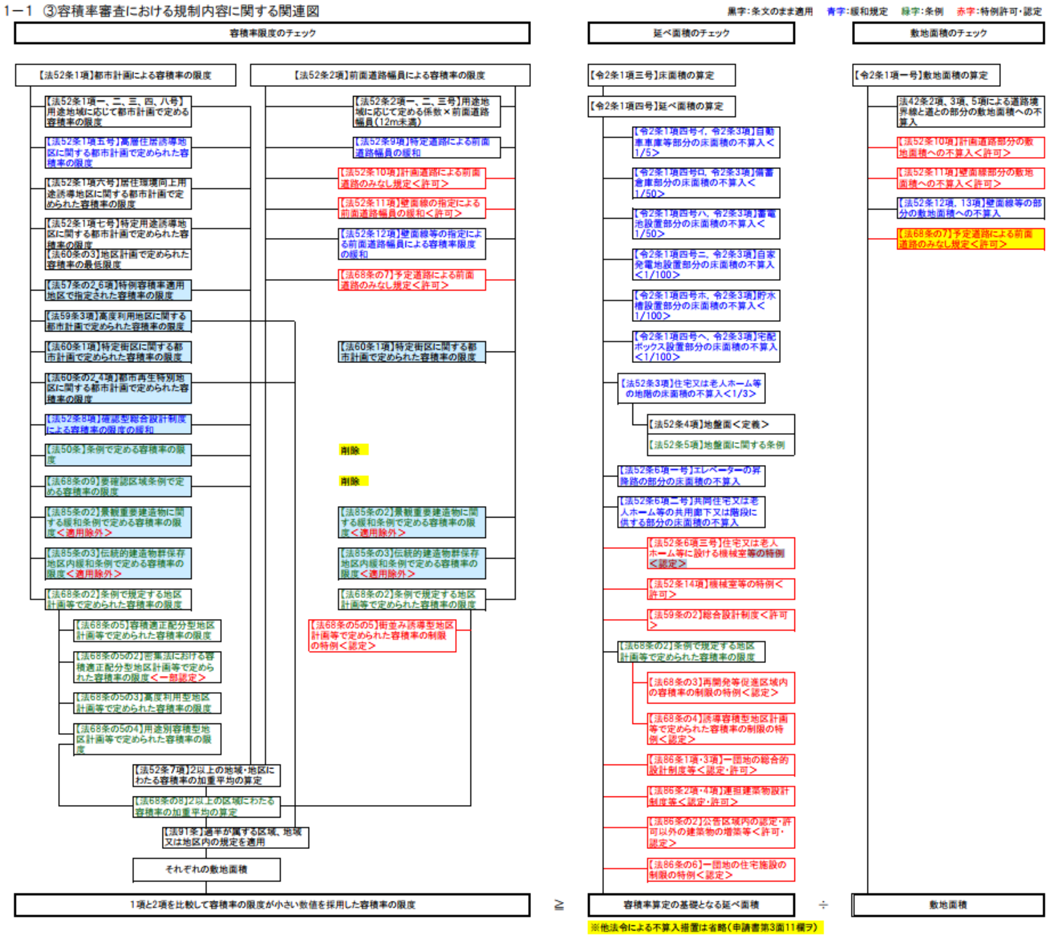


## ■審査手順（法第52条の抜粋）

| チェック項目 | 審査方法（案） |
|---|---|
| 法第52条第１項各号<br>都市計画による容積率の限度 | ・申請書（第３面１欄「地名地番」又は２欄「住居表示」）及び付近見取図から都市計画図にて用途地域、その他指定されている地区及び指定容積率を確認 |
| 法第52条第１項各号<br>都市計画による容積率の限度 | ・申請書（第３面３欄、５欄、７欄ロ、ハ）の記載事項との整合性を確認 |
| 法第57条の２第６項<br>特例容積率適用地区で指定された容積率の限度 | ・申請書（第３面５欄、７欄チ）から地区の指定状況を確認 |
| 法第57条の２第６項<br>特例容積率適用地区で指定された容積率の限度 | ・申請書（第３面１欄「地名地番」又は２欄「住居表示」）及び付近見取図並びに配置図から公告された内容又は都市計画図にて指定容積率を確認 |
| 法第57条の２第６項<br>特例容積率適用地区で指定された容積率の限度 | ・申請書（第３面７欄チ）の記載事項との整合性を確認 |
| 法第59条第３項<br>高度利用地区に関する都市計画で定められた容積率の限度 | ・申請書（第３面５欄）から地区の指定状況を確認 |
| 法第59条第３項<br>高度利用地区に関する都市計画で定められた容積率の限度 | ・申請書（第３面１欄「地名地番」又は２欄「住居表示」）及び付近見取図から都市計画図にて高度利用地区及び指定容積率を確認 |
| 法第59条第３項<br>高度利用地区に関する都市計画で定められた容積率の限度 | ・申請書（第３面７欄ロ、ハ）の記載事項との整合性を確認 |
| 法第60条第１項<br>特定街区に関する都市計画で定められた容積率の限度 | ・申請書（第３面５欄）から地区の指定状況を確認 |
| 法第60条第１項<br>特定街区に関する都市計画で定められた容積率の限度 | ・申請書（第３面１欄「地名地番」又は２欄「住居表示」）及び付近見取図から都市計画図にて特定街区及び指定容積率を確認 |
| 法第60条第１項<br>特定街区に関する都市計画で定められた容積率の限度 | ・申請書（第３面７欄ロ、ハ）の記載事項との整合性を確認 |
| 法第60条の２第４項<br>都市再生特別地区に関する都市計画で定められた容積率の限度 | ・申請書（第３面５欄）から地区の指定状況を確認 |
| 法第60条の２第４項<br>都市再生特別地区に関する都市計画で定められた容積率の限度 | ・申請書（第３面１欄「地名地番」又は２欄「住居表示」）及び付近見取図から都市計画図にて都市再生特別地区及び指定容積率を確認 |
| 法第60条の２第４項<br>都市再生特別地区に関する都市計画で定められた容積率の限度 | ・申請書（第３面７欄ロ、ハ）の記載事項との整合性を確認 |
| 法第52条第８項<br>確認型総合設計制度の適用 | ・申請書（第３面１欄「地名地番」又は２欄「住居表示」）及び付近見取図から、適用する用途地域及び特定行政庁における適用の状況（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域や政令とは別に定める数値）について確認 |
| 法第52条第８項<br>確認型総合設計制度の適用<br><br>令第135条の14<br>建築物の容積率の上限の数値の算出方法<br><br>令第135条の17<br>空地の規模、敷地面積の規模 | ・道路に接して有効な部分の配置図から次の事項について確認<br>・敷地境界線<br>・法第52条第８項第二号に規定する空地の面積及び位置<br>・道路に接して有効な部分の面積及び位置<br>・敷地内における工作物の位置<br>・敷地の接する道路の位置<br>・令第135条の17第３項の表（い）欄各項に掲げる地域の境界線 |

# BIMデータ審査についての検討

## IFCデータの要件・ルール（素案）等の検討

- 法規制内容の関連性とその審査手順の検討等を踏まえ、BIMデータ審査で用いる確認申請用CDE環境を構築するための技術的検証を実施しています。

■ BIM データ審査検討の進捗報告 2024 年 12 月

**2023 年度の BIM データ審査方法の概要検討項目**

1.「確認申請書」に関する審査項目
2. 建築基準法第 52 条等の「容積率」の適合性に関する審査項目
3. 建築基準法第 56 条等の「斜線」等に対する適合性に関する審査項目
4. 建築基準法第 27 条第 1 項等の延焼の恐れのある外壁開口部の「防火設備」に対する適合性に関する審査項目
5. 建築基準法施行令第112条等の「防火区画」に対する適合性に関する審査項目

**2023 年度概要検討項目の関連法令および審査方法の詳細記述**

- 審査項目ごとの関係法令・規制内容の洗出し
- 審査項目ごとの規制内容に関する関係性・関連性の記述
- 規制内容等ごとの審査方法・手順の記述

**進捗状況**

- 上記2～5の審査項目について関連性案、審査方法、手順を作成、検討作業中。年度末までに取りまとめる。

**2024 年度の BIM データ審査方法の新規追加概要検討項目**

1. 建築基準法第 32 条等の「建蔽率」の適合性に関する審査項目
2. 建築基準法第 28 条等の「居室の採光」に対する適合性に関する審査項目
3. 建築基準法第 126 条の 2、第 126 条の 3 等の「排煙設備」に対する適合性に関する審査項目
4. 建築基準法第 28 条等の「居室の換気」に対する適合性に関する審査項目
5. 建築基準法施行令第114 条等の「防火上主要な間仕切り壁」に対する適合性に関する審査項目

**進捗状況**

- 2024年 6 月より検討を開始し、現在、検討作業中
- 2025 年 3 月に検討結果を報告予定

**確認申請用 CDE での IFC ビューイング機能による技術的検証**

1. 容積対象面積の領域および面積の確認機能
2. 道路斜線、隣地斜線、北側斜線等と建物モデルの重ね合わせ表示による確認機能
3. 延焼の恐れのある外壁の開口部の防火設備の確認機能
4. 防火区画の領域および面積の確認機能、並びに区画境界の壁・開口部の防火性能の確認機能

**進捗状況**

- IFC ビューイングの基本機能を作成中
- 各機能のプログラム仕様を検討・作成中